

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金交付要綱

制 定 令和6年2月1日 経も第692号（局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、カーボンニュートラルの実現に向けて、横浜市内の中小企業者が実施する省エネルギー設備の導入を支援する、省エネルギー化支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）送達

本市からの通知を含め、相互の通信手段を総称して送達といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じ Web 上のフォーム、システム等により送達を行うことをいう。

（2）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものに限る。）及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営むもの

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

（3）みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第8条第3項に定める交付申請書を送達した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（4）常時使用する従業員

事業に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇入れられている者

エ 2か月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

キ 1週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する正規雇用の従業員の労働時間の4分の3を超えない者

(5) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。ただし、居住用途との用途区別がつけがたい施設を除く。

(6) 設備等

事業所に附属する設備、機械装置、備品等であって、前条第1項の目的に寄与するもののうち別表1に定めるものをいう。

(7) 省エネ診断等

国が指定する機関等が実施する、エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断をいう。

(8) 市内事業者

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。

(9) 準市内事業者

横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいう。

(10) 中古品

一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成の対象となる設備等の支払い、所有及び使用する者であって、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 横浜市内に事業所を置き、第8条第3項に定める交付申請書又は第17条第1項に定める交付申請兼実績報告書を送達した日において、当該事業所で12か月以上営業していること。
- (3) 横浜市税（法人にあつては法人市民税を、個人事業主にあつては住民税をいう。以下同じ。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。
- (4) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次のいずれかに該当する者は助成対象者としなない。

- (1) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (6) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者

(助成対象事業)

第4条 本助成金の対象とする事業は、別表1に掲げる対象設備及び対象となる条件に該当し、事業所の省エネルギー化に資する設備等を投資する事業であって、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 第8条第3項に定める交付申請書又は第17条第1項に定める交付申請兼実績報告書を送達した日において、営業開始から12か月を経過している市内の事業所へ対象設備を導入するもの。
 - (2) 第9条第1項及び第2項に該当するものを除き、設備等を原則として市内事業者から購入しており、そのことが確認できるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、導入設備及び設置工事について、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、助成対象事業としない。
- (1) 中古品又はリース契約に基づき取得したもの
 - (2) 事業所以外に効果が波及するもの
 - (3) 複数の事業者で共同所有するもの
 - (4) 予備的又は将来に備えるもの
 - (5) 他者に賃貸する物件への設置又は販売、貸付等による利益を目的としているもの
 - (6) 支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する事業者であるもの
 - (7) 支払先が、助成対象者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する事業者であるもの
 - (8) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの
 - (9) 助成対象経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けたもの
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、第13条の規定に反する事業及び公序良俗に反する等その他の市長が適当でないと認める事業は、助成対象事業としない。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、前条に定める事業のうち設備費（助成対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（助成対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む助成対象設備の設置に要する経費）とする。

2 助成対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 各種保証・保険料、振込手数料等
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
- (4) 既存設備等の修繕費、補修費
- (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用

3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外する。

(助成区分)

第6条 本助成金の交付申請にあたり次の各号の区分を設け、区分ごとに必要となる手続きについて、別表2に定める。

- (1) 簡易申請コース
- (2) 省エネ診断受診コース

(助成率及び助成限度額等)

第7条 本助成金の助成率及び助成限度額は、別表3に定める。

- 2 前項の助成金額の算出に当たり、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(仮エントリー及び交付申請)

第8条 本助成金の交付を申請する助成対象者は、本条第2項に定める申請に先立ち、電子申請システム、FAX、郵送又は持参により、別に定める仮エントリー申込書(第1号様式)を市長が定める日までに送達しなければならないものとする。

- 2 市長は、仮エントリー申込書の受理後、申請が可能となる助成対象者(以下「申請者」という)を決定するものとする。仮エントリー数が募集数を超えた場合は、抽選を行い、当選した助成対象者のみ交付申請を行うことができるものとする。
- 3 前項により決定した申請者のうち、第6条第2項に定める省エネ診断受診コースの申請を行う場合は、別表4に定める書類を、必要事項を誓約の上、市長が定める日までに送達しなければならない。
- 4 交付申請は1年度につき1事業者あたり1事業所に限って行うことができる。
- 5 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、その記載又は添付を省略させることができる。

(入札又は見積書の徴収)

第9条 申請者は、100万円以上の物品購入等について、補助金規則第24条の規定に基づき、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。また、補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行う必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げるときとし、入札又は見積書に係る理由書(第6号様式)を市長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
 - (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
 - (3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合
 - (4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合
- 2 1件100万円未満となる物品の購入等について、市内事業者若しくは準市内事業者による入札又は見積書の徴収を行わなければならない。以下に該当する場合はこの限りでないものとし、入札又は見積書に係る理由書(第6号様式の2)を市長に提出し承認を得なければならない。
 - (1) 市内事業者又は準市内事業者で取り扱いがない場合
 - (2) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者又は準市内事業者がない場合
 - (3) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合
 - 3 申請者は、機器本体に係る経費、工事に係る経費及び助成対象とならない経費等内訳がわかるように記載した見積書を徴収しなければならない。なお、見積書の内容に疑義が生じた場合は、市長が再提出を求めることができ、これに応じないときは、助成対象となる事業費として認めない。
 - 4 補助金規則第24条及び本条第1項に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合において、市長は、当該入札又は見積の結果最も安価だったものの金額を上限とし、助成対象となる事業費として認める。

(交付決定等)

第10条 市長は、第8条第3項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、本助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は交付決定通知書（第7号様式）により、不交付の場合は不交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第11条 市長は、本助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 本助成金は、助成事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。

(2) 助成事業の完了の日までに第3条に規定する助成対象者又は第4条に規定する助成事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止する場合は、第14条の規定に基づき、速やかに市長に届け出なければならない。

(3) 助成事業の完了の日は、助成対象設備の設置工事が完了した日又は助成対象者が請負業者等に対して助成事業にかかる全ての代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日とする。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、本助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取下げ等)

第12条 本助成金の交付決定を受けた者は、第10条第2項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の実施)

第13条 助成対象者は、法令の定め及び本助成金の交付決定の内容並びにこれに付された条件その他市長の指示に従わなければならない。

2 助成対象者は、第10条の規定による交付決定日以降に、助成事業に着手（工事の着工、設備の設置等）し、代金の支払いをしなければならない。

3 助成対象者は、助成事業を完了した上で、市長が定める日までに第15条に定める実績報告書を提出しなければならない。

(内容の変更及び中止)

第14条 助成対象者は、助成事業等の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）、又は助成事業を中止する場合は、速やかに内容変更・中止申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更とする

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) やむを得ない事情による助成対象設備の同等品への変更

(3) その他市長が軽微と認める変更

- 3 市長は、本条第1項の規定による内容変更・中止申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更承認・不承認通知書（第11号様式）又は中止承認兼交付決定取消通知書（第12号様式）を助成対象者に通知するものとする。
- 4 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 5 計画の変更により助成事業の実施金額が増額となる場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。

(実績報告)

第15条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、別表5に定める書類を全て添付して、市長が定める日までに送達しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第1項第3号に定める、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助対象者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第4項の規定に基づき、本助成金では省略させることができる。
- 3 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本助成金では適用されないこととする。

(助成金の交付額確定)

第16条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査をし、並びに必要に応じて現地確認を行い、第4条第1項に規定する助成対象事業に該当すると認めるときは、本助成金の交付額を確定して交付額確定通知書（第15号様式）により本助成金の交付確定金額（以下「確定額」という。）及び交付条件を通知するものとする。ただし、確定額は、第10条第2項により通知した本助成金の交付決定額を上回ることはできない。

- 2 本助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって確定額の算出を行う。

(交付申請兼実績報告)

第17条 第6条第1号で定める簡易申請コースの申請を行う場合は、第8条第3項で定める交付申請書の提出及び第15条第1項で定める実績報告書の提出を同時に行うこととし、別表6に定める書類を市長に送達するものとする。

- 2 前項に該当する場合、助成対象者は第8条第2項の規定による申請者の決定日以降に助成事業に着手（工事の着工、設備の設置等）し、代金の支払いをしなければならない。

(手続の委任)

第18条 第6条第1号で定める簡易申請コースの申請を行う場合は、助成対象者は、委任状（第17号様式）の写しを市長に提出することにより、第17条で定める交付申請兼実績報告書について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施することとし、手続を通じ助成金の申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が本条第1項に規定する手続を、偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは当該受任者の名称及び不正の内

容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

(交付決定兼交付額確定)

第 19 条 市長は、第17条第 1 項の規定による書類を受領したときは、その内容の審査を行い、交付の場合は交付額を確定の上、交付決定兼交付額確定通知書（第18号様式）により助成対象者に交付金額及び交付条件を通知し、不交付の場合は不交付決定通知書（第 8 号様式）によりこれを通知する。

(助成金の請求等)

第 20 条 助成対象者は、市長が定める日までに、交付請求書（第 19 号様式）を、市長に送達しなければならない。

2 市長は、適法・適正な前項の交付請求書を受けて、速やかに本助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 21 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を他の用途で使用したとき。

(2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

(3) 助成事業完了の日までに第 3 条に定める助成対象者の要件又は第 4 条に定める助成対象事業の要件に該当しなくなったとき。

(4) 第 15 条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないとい認められる事由が発生したとき。

(5) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

(6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により本助成金の交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（第 20 号様式）により助成対象者に通知する。

3 市長は、本条第 1 項に基づき取消した場合、その名称及び内容を公表することができる。

(助成金の返還)

第 22 条 市長は、前条の規定に基づき取消しをした場合において、既に本助成金が交付されているときは、本助成金の全部又は一部について、返還請求書（第 21 号様式）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日の翌日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

3 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられたときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、本助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が、返還を命ぜられた本助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

5 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期

間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。

- 6 本条第3項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

第23条 市長は、必要に応じ、助成対象者の第3条第2項第2号から第5号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

- 2 市長は、必要に応じ、助成対象者の横浜市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第24条 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金規則第25条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金規則第25条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、当該年数が5年を超えるときは、5年とする。
- 3 前項で定める期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、助成対象者は、事前に財産処分申出書(第22号様式)を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書(第23号様式)により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書(第24号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- 6 助成対象者は、前項の規定による助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

(関係書類の保存)

第25条 助成対象者はこの要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しておくなければならない。

(訪問調査等)

第26条 市長は、必要があると認められるときは、助成対象者に対し実地訪問等又は書面等による調査を行うことができる。

- 2 前項に規定する調査において必要があると認められるときは、市長は、助成対象者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(市が収集する情報の取扱)

第27条 市長は、統計分析、経営支援・技術支援等各種事業案内、アンケート調査依頼及び脱炭素の取

組啓発等のため、申請者の情報を利用することができる。

- 2 助成対象者は、アンケート調査及び脱炭素経営の促進を図るために市が実施する取組に協力するものとする。
- 3 市長は、助成対象者の名称及び概要並びに導入設備投資先住所及び本助成金の交付額を含め助成事業の内容について、公表することができる。

(委任)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条) 助成対象事業

助成対象設備の条件	
助成対象設備	対象となる条件
業務用空調設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準を達成※ ² するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
業務用給湯器	指定設備※ ¹ または潜熱回収型またはヒートポンプ式電気給湯器に更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
高性能ボイラ	指定設備※ ¹ またはボイラ効率が95%以上であるものに更新するもの
変圧器	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準を達成※ ² するものに更新するもの
業務用冷凍冷蔵設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準※ ² を達成するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
産業用モータ (モータ本体、コンプレッサー、送風機、ポンプに限る)	指定設備※ ¹ または三相200V、モータ出力0.75kW以上でIE3以上のモータを搭載するものに更新するもの
LED照明	電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するもの(光源部のみの交換やLEDからLEDへの更新は含まない)
デマンドコントローラー	電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであって、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力使用の抑制ができるもの(監視・制御にかかる装置本体及び設置費用のみを対象とし、システム利用料やPC、サーバー等汎用機器は対象とならない)
生産設備	下記のうち指定設備※ ¹ に更新するもの 工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン

※¹ 指定設備

経済産業省「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金((C) 指定設備導入事業)」及び「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該団体のホームページ等で型番を公表している設備。

※² トップランナー基準を達成

エネルギーの仕様の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき定められた令和6年2月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するものを指します。

別表 2 (第 6 条) 助成区分

	(1) 簡易申請コース	(2) 省エネ診断受診コース
対象となる要件	—	次の要件を全て満たすこと (1) 第 8 条第 3 項に定める交付申請書を同条に規定するところにより送達した日から起算して 1 年前から当該日まで、設備等を導入する事業所において省エネ診断等を受診し、診断書等を受領している事業で、その診断書等によりエネルギー使用量の削減効果が認められること (2) 第 15 条第 1 項に定める実績報告書を送達する日までに、「二酸化炭素削減計画書」(第 14 号様式)を策定し、市長へ提出すること
必要となる手続き	仮エントリー (第 8 条) 交付申請兼実績報告 (第 17 条) 交付請求 (第 20 条)	仮エントリー (第 8 条) 交付申請 (第 8 条) 実績報告 (第 15 条) 交付請求 (第 20 条)

別表 3 (第 7 条) 助成率及び助成限度額等

	(1) 簡易申請コース	(2) 省エネ診断受診コース
助成率	助成対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じた額	
助成限度額	50 万円	300 万円

別表 4（第 8 条） 交付申請

提出書類
(1) 省エネルギー化支援助成金交付申請書（第 2 号様式）
(2) 助成対象者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）、個人事業主の場合は、市内の設備導入事業所で事業を行っていることがわかる書類（青色申告書、営業許可証等）の写し
(3) 発行から 3 か月以内の直近の市民税納税証明書又は非課税証明書（設備導入する市内事業所の所在する税務部門で発行されたもの）の写し
(4) 省エネ診断の診断書等の写し
(5) 助成対象経費計算書（第 3 号様式）
(6) 発行から 3 か月以内の見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
(7) 100万円以上の発注の場合は 2 人以上の市内事業者から見積書を徴収していることがわかる書類として、横浜市契約規則（昭和39年 3 月横浜市規則第59号）第 7 条に規定する所在地区分が「市内」と記載された一般競争入札有資格者名簿、本店若しくは主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内と記載された法人登記簿、又は個人事業主からの購入にあっては横浜市内事業者であることの誓約書（第 4 号様式）の写し
(8) 導入設備が設備条件を満たしていることがわかる資料
(9) 設置予定場所及び現有設備の現況写真
(10) 役員氏名等一覧表（第 5 号様式）
(11) その他市長が必要と認める書類

別表 5（第15条） 実績報告

提出書類
(1) 省エネルギー化支援助成金実績報告書（第13号様式）
(2) 前号に記載された経費の支出を証明する内訳のわかる領収書等の写し
(3) 投資内容が確認できる写真（完了場所の写真等）
(4) 第10条の規定に基づき交付された交付決定通知書の写し
(5) 二酸化炭素削減計画書（第14号様式）
(6) その他市長が必要と認める書類

別表 6（第 17 条） 交付申請兼実績報告

提出書類
(1) 省エネルギー化支援助成金交付申請兼実績報告書（第16号様式）
(2) 助成対象者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）、個人事業主の場合は、市内の設備導入事業所で事業を行っていることがわかる書類（青色申告書、営業許可証等）の写し
(3) 発行から 3 か月以内の直近の市民税納税証明書又は非課税証明書（設備導入する市内事業所の所在する税務部門で発行されたもの）の写し
(4) 助成対象経費計算書（第 3 号様式）
(5) 経費の支出を証明する内訳のわかる領収書等の写し
(6) 100万円以上の発注の場合は 2 人以上の市内事業者から見積書を徴収していることがわかる書類として、見積書及び横浜市契約規則（昭和39年 3 月横浜市規則第59号）第 7 条に規定する所在地区分が「市

内」と記載された一般競争入札有資格者名簿、本店若しくは主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内と記載された法人登記簿、又は個人事業主からの購入にあつては横浜市内事業者であることの誓約書（第4号様式）の写し

- (7) 導入設備が設備条件を満たしていることがわかる資料
- (8) 投資内容の更新前後が確認できる写真等
- (9) 役員氏名等一覧表（第5号様式）
- (10) 申請手続きを委任する場合は、委任状（第17号様式）の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
仮エントリー申込書

本助成金の申請にあたり、募集案内をよく読み、ご理解いただいた上で仮エントリーをお申し込みください。今後の通知はEmailにてお送りしますので、特にメールアドレスは間違いのないよう記載してください。

1 申請するコース（どちらか1つを選択してください）

各コースの要件等の詳細は募集案内で必ず確認してください。申込み後のコースの変更はできません。

- ①簡易申請コース（助成率：1/2、助成上限額50万）
 ②省エネ診断受診コース（助成率：1/2、助成上限額300万）

2 申請者の情報

申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または 屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
電話番号		メールアドレス	
住所 (法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)	(〒 -)		
設備を導入する 事業所住所	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		
導入先事業所の種別	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 ()		
横浜グランドスラム表彰企業	<input type="checkbox"/> 横浜グランドスラム企業の表彰を受けています		
確認事項	<input type="checkbox"/> 中小企業者であり、また、みなし大企業ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は自宅兼事業所ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は営業開始から12ヵ月以上経過しており、横浜市民税の納税義務者です <input type="checkbox"/> 他者に賃貸する物件（共有部分を含む）への設置ではありません		

業種	助成対象者の要件
<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他の業種	資本金3億円以下または従業員数300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
主な事業・業務	

3 導入を希望する設備

確認事項	<input type="checkbox"/> 助成対象設備の条件、見積先・購入先の条件について事前に募集案内で確認しました <input type="checkbox"/> 既存設備からの更新です。申請時に既存設備の写真を提出します (デマンドコントローラーは新設のみが対象となります) <input type="checkbox"/> 設備の設置、工事の着工、代金の支払いを既に行っているものではありません <input type="checkbox"/> 市内または準市内事業者から購入します。発注金額が税込 100 万円を超える場合は市内事業者 2 者以上から見積を取得し、安価な事業者から購入します
-------------	---

	設備 1	設備 2	設備 3
設備種類	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備
導入費用見込み (税抜き金額)			

4. 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金のエントリーにあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月以上営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名 _____ ・ 代表者役職 _____ ・ 代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名 _____

電子申請システムをご利用になれない方は、当様式をご使用ください。

申請受付番号（事務局用）

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 交付申請書
(省エネ診断受診コース用)

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、5の誓約事項について誓約します。

交付申請日（書類発送日） 令和 年 月 日

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
住所 (法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)	(〒 -)		
設備を導入する事業所住所 *横浜市からの本助成金に係る書類の郵送は、こちらの住所あてに送付します。	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		

業種	助成対象者の要件
<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他の業種	資本金3億円以下または従業員数300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
主な事業・業務	

(2) 申請担当者について

担当者名		担当者連絡先	
メールアドレス			

2 省エネ診断等の実施状況

診断等実施機関	<input type="checkbox"/> (一財) 省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」 <input type="checkbox"/> 経済産業省「地域プラットフォーム構築事業(省エネお助け隊)」による診断 <input type="checkbox"/> 経済産業省「省エネルギー診断拡充事業」による省エネルギー診断 <input type="checkbox"/> その他()
---------	---

3 導入設備

記入にあたっての注意事項

- ✓ 設備種類が同一で複数の型番の設備を導入する場合は、1項目にまとめて記載ください。
- ✓ 製品名、メーカー名、型式番号は見積書(または製品カタログ)と一致するように記載してください。
- ✓ 経費の欄には見積書に基づき、助成対象経費のみ記載してください。
- ✓ エネルギー削減見込み量は省エネ診断の報告書等に記載の数値を転記してください。

	設備 1	設備 2	設備 3
設備種類	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備
製品名			
メーカー名			
型式番号			
助成対象経費(税抜) 助成対象経費計算書の金額を転記	円	円	円
年間エネルギー削減見込み量	単位	単位	単位

4 収支予算書

ア 助成対象経費 3 導入設備の経費の合計額を記入してください										
イ 助成金額の算出 【計算式】ア÷2（1万円未満切捨て）						0	0	0	0	円
ウ 助成金交付申請額 イまたは300万のいずれか低い額						0	0	0	0	円

5 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。（助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。）申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月以上営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

助成対象経費計算書

見積書に記載の内訳のうち、助成対象経費として計上する費用のみを記入してください。

設備1	設備種類			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き(－で入力)			
	合計			

設備2	設備種類			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き(－で入力)			
	合計			

設備3	設備種類			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き(－で入力)			
	合計			

見積書に対象外経費が含まれる場合、値引き額は対象外経費に充当し残額を上記値引き額に記載いただくことができます。

見積書の値引き金額と本計算書記載の値引き金額が異なる場合はその算出根拠を記載してください

--	--

対象経費の総計	
---------	--

《注意》

全ての項目を助成金申請企業でなく、100万円以上の工事の受注及び物品の調達等を行う見積提出事業者が記入してください。

見積提出事業者が法人の場合は本様式は使用できません。

横浜市内事業者であることの誓約書

私は、カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金の申請にかかる次の入札に参加又は見積書を発行するにあたり、主たる営業の拠点を横浜市内に置いて事業を行っていることを誓約します。

入札・見積り案件名： _____

申請事業者名： _____

申請事業者の代表者職・氏名： _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件にかかる助成金の交付が取り消される場合があります。

年 月 日

（見積発行事業者）

所在地 _____

商号・屋号 _____

（ふりがな）

代表者職・氏名 _____

役員等氏名一覧表

_____年 _____月 _____日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員すべてを記載してください。

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名又は屋号：_____

代表者職・氏名：_____

入札又は見積書に係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先事業者名及び本店所在地

事業者名： _____ 所在地： _____

(市内 準市内、市外)

3. 提出する入札書又は見積書（以下「見積書等」という。）の種類及び数量

市内事業者による見積書等	通	準市内、市外事業者による見積書等	通
--------------	---	------------------	---

4. 市内事業者による入札又は、市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない (そのため、1人を市内事業者、それ以外を準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がいらない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない (そのため、1人の事業者から見積書等を徴収した)
	(5) その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

--

横浜市補助金規則第24条及びカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第9条第1項に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所 在 地：

企 業 等 名 称：

代 表 者 職 ・ 氏 名：

入札又は見積書に係る理由書

1. 100万円未満の契約について、市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先事業者名及び所在地

事業者名：

所在地：

3. 市内事業者・準市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者・準市内事業者で取扱いがない
	(2) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者・準市内事業者がない
	(3) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない
	(4) その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

4. 3の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠 (別紙添付可)

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

--

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第9条第2項に定める市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所在地：

企業等名称：

代表者職・氏名：

(交付先)

第7号様式(第10条第2項)

第 号

年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付決定通知書

申請のありました省エネルギー化支援助成金(省エネ診断受診コース)については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定をしましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

<今後の流れについて>

- 1 設備の導入、代金の全額支払いを完了させたら次の書類を準備し、フォームより実績報告申請を行ってください。
 - ① 設備の設置・施工の支出内訳がわかる**領収書等**
 - ② 導入設備の設置・施工後の様子がわかる**写真**(設備の全体像と型式番号が読み取れるアップ写真)
 - ③ **省エネルギー化支援助成金交付決定通知書**(本通知)
 - ④ **二酸化炭素削減計画書**(第14号様式)

実績報告期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※実績報告期限直前は申請が集中しますので、導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

- 2 実績報告の審査完了後、助成金の請求についてご案内します。

(担当)

申請受付番号(事務局管理用)

--

【注意事項】

次に掲げる交付の条件等について必ずご確認ください。違反した場合は交付決定を取り消す場合があります。

1 交付の条件について

- (1) 本助成金は、助成事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成事業の完了の日までに要綱第3条に規定する助成対象者又は第4条に規定する助成事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止する場合は、軽微な変更を除き、内容変更・中止申請書（第10号様式）を速やかに、市長に提出しなければならない。
- (3) 助成事業の完了の日は、助成対象設備の設置工事が完了した日又は助成対象者が請負業者等に対して助成事業にかかる全ての代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日とする。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 財産処分の制限について

- (1) 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 処分制限期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が5年を超える場合は5年）とする。
- (3) 処分制限期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、助成対象者は、事前に財産処分申出書（第22号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第23号様式）により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。
- (4) 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- (6) 助成対象者は、助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

3 交付時期（予定）について

要綱第16条の規定に基づき、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認後、交付額を確定した上で、助成対象者の請求に基づき交付する。

4 助成金の交付決定の取消について

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 助成事業完了の日までに要綱に第3条に定める助成対象者の要件又は第4条に定める助成事業の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 要綱第15条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (5) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

5 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部について、返還請求書（第21号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- (2) 返還を命ずる場合の納付期限は、要綱第21条による交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。
- (4) 加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (5) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) 加算金及び延滞金の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(交付先)

第8号様式（第10条第2項、第19条）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

不交付決定通知書

申請のありました省エネルギー化支援助成金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱（第10条第2項・第19条）の規定に基づき、通知します。

1 不交付理由

(担当)

申請受付番号（事務局管理用）

--

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 交付申請取下届

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第12条第1項に基づき、申請の取下げをします。

1 申請者の情報

申請日（書類発送日）	年 月 日		
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	〒		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 取下げ理由

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 内容変更・中止申請書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 14 条第 1 項に基づき、次のとおり内容の変更・中止を申請します。

1 申請者の情報

変更・中止申請日 (書類発送日)	年 月 日		
交付決定日	年 月 日	文書番号	第 号
所在地 (法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所)	〒		
法人名または商号・屋号(※)			
代表者役職(※)		代表者氏名	

(※) の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 申請区分

変更 ・ 中止 ・ 納品日の遅延

3 変更・中止等の理由

--

※納品日の遅延については発注先事業者の責による事故及び生産工程の変更による遅延や災害の発生等、申請者の責によらない理由による場合のみ認められる場合があります。

4 変更内容

変更前	変更後

(交付先)

第 11 号様式 (第 14 条第 3 項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金内容変更・中止申請について、審査の結果、承認しました・不承認となりましたので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金助成金交付要綱第 14 条第 3 項により通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 承認・不承認理由

3 交付条件

- (1) 変更交付決定に伴う助成金は、実績報告書に基づき交付すべき助成金の額を確定した後に精算交付します。
- (2) 変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、本通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付、第 号カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付決定通知書のとおりとします。

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

(交付先)

第 12 号様式 (第 14 条第 3 項)

第 号

年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

中止承認兼交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金内容
変更・中止申請については承認することとし、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成
金交付要綱第 14 条第 3 項に基づき、次のとおり助成金交付決定を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

--

電子申請システムをご利用になれない方は、当様式をご使用ください。

申請受付番号（事務局用）

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
実績報告書（省エネ診断受診コース用）

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の助成対象事業が完了しましたので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第15条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり報告します。

実績報告日（書類発送日）	令和	年	月	日		
交付決定日	令和	年	月	日	文書番号	経も第 号

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
住所 <small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>	(〒 -)		
設備を導入する事業所住所 <small>* 横浜市からの本助成金に係る書類の郵送は、こちらの住所あてに送付します。</small>	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		

業種	助成対象者の要件
<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他の業種	資本金 3 億円以下または従業員数300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金 1 億円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
主な事業・業務	

(2) 申請担当者について			
担当者名		担当者連絡先	
メールアドレス			

2 導入設備

記入にあたっての注意事項

- ✓ 設備種類が同一で複数の型番の設備を導入する場合は、1項目にまとめて記載ください。
- ✓ 製品名、メーカー名、型式番号は領収書の内訳と一致するように記載してください。
- ✓ 経費の欄には領収書等の内訳に基づき、助成対象経費のみ記載してください。
(交付申請時から変更があった場合でも、交付決定金額から増額することはできません。見積時から減額があった場合は、減額した金額を記載してください。)

		設備 1	設備 2	設備 3
設備種類		<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備	<input type="checkbox"/> ①業務用空調 <input type="checkbox"/> ②業務用給湯器 <input type="checkbox"/> ③高性能ボイラ <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ⑥産業用モータ <input type="checkbox"/> ⑦LED照明 <input type="checkbox"/> ⑧デマンドコントローラー <input type="checkbox"/> ⑨生産設備
製品名				
メーカー名				
型式番号				
助成対象経費 (税抜)		円	円	円
発注情報	発注金額 (税込み支払い金額)	円	円	円
	市内・準市内	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者 (本店は市外)	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者 (本店は市外)	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者 (本店は市外)

設備変更の有無	有 ・ 無
変更した設備 (○をつけてください)	設備 1 ・ 設備 2 ・ 設備 3
理由	

3 収支決算書

ア 助成対象経費 2 導入設備の経費の合計額を記入してください									円
イ 助成金額の算出 【計算式】 ア÷2 (1万円未満切捨て)					0	0	0	0	円
ウ 助成金実績報告額 イまたは交付決定金額のいずれか低い額					0	0	0	0	円

第14号様式（第15条）

二酸化炭素削減計画書（炭素生産性目標）			
作成区分	<input type="checkbox"/> 法人全体	<input type="checkbox"/> 事業所単位（設備導入先事業所のみ）	
名称	作成区分（法人全体：法人名、事業所単位：法人名及び事業所名）		住所 〒
作成者	部署名		氏名
主たる業種			
事業の概要			

【炭素生産性向上割合】

年度（事業年度）	基準年度		1年目		2年目		3年目（目標年度）	
	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
付加価値額	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
（営業利益）		円		円		円		円
（人件費）		円		円		円		円
（減価償却費）		円		円		円		円
エネルギー起源二酸化炭素排出量		t/CO2		t/CO2		t/CO2		t/CO2
炭素生産性								
炭素生産性向上割合	-		#VALUE!		#VALUE!		#VALUE!	

【目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組】

事業所、工場等の名称	実施した措置及び今後の取組の内容
	（すでに実施している取組） （目標を達成に向けて付加価値額を向上させる具体的な取組） （目標達成に向けて二酸化炭素排出量を削減する具体的な取組）

【再生可能エネルギーの導入】

取組の有無	無
-------	---

【計画策定にあたり活用した機関】

<input type="checkbox"/>	活用なし
<input type="checkbox"/>	(公財) 横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜) の技術相談
<input type="checkbox"/>	(公財) 神奈川産業振興センター (KIP) のカーボンニュートラル相談窓口
<input type="checkbox"/>	その他 ()

【その他特記事項】

--

(交付先)

第 15 号様式 (第 16 条第 1 項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

交付額確定通知書

申請のありましたカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付額の確定をしましたので通知します。

交付確定額 _____ 円

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

--

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付申請兼実績報告書（簡易申請コース用）

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、4の誓約事項について誓約します。

交付申請日（書類発送日） 令和 年 月 日

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
電話番号		メールアドレス	
住所 <small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>	(〒 -)		
設備を導入する事業所住所 <small>* 横浜市からの本助成金に係る書類の郵送は、こちらの住所あてに送付します。</small>	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		

業種	助成対象者の要件
<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他の業種	資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下
<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉	資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業	資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下
主な事業・業務	

(2) 申請担当者について

担当者名（代理申請の場合は代理申請事業者名及び氏名） ※代理申請の場合は委任状（第17号様式）が必要です	
担当者連絡先	担当者メールアドレス

4 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月以上営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

年 月 日

(提出先)
横浜市長

委 任 状

委任者（申請者）

仮エントリー申込番号		
住所 法人：登記簿本店所在地 個人：住民票上の住所		
法人名・屋号名		
代表者職・氏名		印

私（申請者）は、1 に記載の者に、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金（簡易申請コース）に係る助成金交付申請兼実績報告書の提出及び訂正にかかる事務手続の一切の権限を委任します。また、2 の誓約事項について誓約します。

1 受任者（代理人）

 個人の場合

住所		
氏名		印
電話番号		
メールアドレス		

 法人の場合

所在地			
名称			
代表者職	代表者氏名		印
担当者部署	担当者氏名		印
電話番号	メールアドレス		

《注意事項》

※受任者（代理人）のメールアドレスあてに申請用 URL をご連絡しますので、メールアドレスはお間違いのないよう記入をお願いいたします。

※審査結果（交付決定兼交付額確定通知等）については委任者（申請者）の設備導入住所あてに郵送します。

※助成金の請求手続きについては、審査完了後、委任者（申請者）へご連絡します。

2 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月以上営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

(交付先)

第 18 号様式 (第 19 条)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付決定兼交付額確定通知書

申請のありました省エネルギー化支援助成金（簡易申請コース）については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 19 条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定及び交付額の確定をいたしましたので通知します。

交付決定兼交付額確定額 _____ 円

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

--

【注意事項】

次に掲げる交付の条件等について必ずご確認ください。違反した場合は交付決定を取り消す場合があります。

1 財産処分の制限について

- (1) 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 処分制限期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が 5 年を超える場合は 5 年）とする。
- (3) 処分制限期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、助成対象者は、事前に財産処分申出書（第 22 号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第 23 号様式）により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。
- (4) 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書（第 24 号様式）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- (6) 助成対象者は、助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

2 助成金の交付決定の取消について

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 助成事業完了の日までに要綱に第 3 条に定める助成対象者の要件又は第 4 条に定める助成事業の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 要綱第 15 条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (5) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

3 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部について、返還請求書（第 21 号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- (2) 返還を命ずる場合の納付期限は、要綱第 21 条による交付決定の取消しの日の翌日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。
- (4) 加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (5) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) 加算金及び延滞金の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 交付請求書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を請求します。

1 申請者の情報

請求日 (書類発送日)	年 月 日		
所在地 (法人:本店又は主たる事業所 個人事業主:自宅の住所)	(〒 -)		
設備を導入する事業所住所	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		
法人名または商号・屋号 (※)			
代表者役職 (※)		代表者氏名	

(※) の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 助成金交付請求額 ￥ 0, 0 0 0

3 振込先

口座名義人 (カタカナ)	※ (法人の場合): 法人名義、(個人事業主の場合): 代表者個人の名義		
金融機関 (ゆうちょ銀行を 除く)	金融機関名		金融機関 (銀行) コード
	支店名		支店 (店舗) コード
	預金種目	口座番号 (右詰めで)	
	普通・当座	※ 7ケタに満たない場合は、頭に「0」を付けてください。	

口座名義人 (カタカナ)	※ (法人の場合): 法人名義、(個人事業主の場合): 代表者個人の名義		
ゆうちょ銀行	通帳記号番号 (6ケタ目がある場合は ※欄にご記入ください)	記号 (左詰めで)	番号 (右詰めで)
		※ -	

口座名義人、口座番号等に誤りがないか、必ずご確認ください。
誤っていた場合、振込ができません。

(添付書類)

- ①省エネルギー化支援助成金交付額確定通知書 (第 15 号様式) 又は、省エネルギー化支援助成金交付決定兼交付額確定通知書 (第 18 号様式) のコピー
- ②金融機関名・口座番号・口座名義人 (カナ) が分かるもののコピー

どちらかに「0」記入ください

(交付先)

第 20 号様式 (第 21 条第 2 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金について、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 21 条第 2 項に基づき、次のとおり助成金交付決定の (全部 ・ 一部) を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

(担当)

(交付先)

第 21 号様式 (第 22 条第 1 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いましたカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金につきましては、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を請求します。

返還請求額	円
	【内訳】 (取消し額: 円) (加算金: 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

財産処分申出書

年 月 日

(提出先)

横 浜 市 長

(申請者)

〒

所 在 地:

法人名・屋号名:

代表者職・氏名:

電 話 番 号:

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けて投資した設備について、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 24 条第 3 項に基づき、財産処分の制限期間内ではありますが、次の理由により設備の処分について申し出ます。

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	〒
処分理由及び 処分の方法	
処分子定日	

※交付決定及び交付額確定の通知、助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等の写しを合わせて提出してください

(交付先)

第23号様式(第24条第3項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
財産処分承認・不承認通知書

年 月 日に申請がありました、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金に係る財産処分申出書につきまして、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第24条第3項に基づき、

下記の通り、**承認・不承認** としましたので通知します。

1 処分等の内容

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	
処分方法	
理由	

2 承認の条件

- 処分等が完了した場合は、速やかに財産処分完了報告書(第24号様式)、処分等の完了を証する書類の写し及び収益が生じた場合は売却金額が分かる書類の写し等を提出してください。
- 処分等の完了後に助成金に相当する額について納付の請求を受けた場合は、相当額を納付してください。
- 必要に応じて当該処分に関する調査を行うことがあります。
また、虚偽の申請や不正な行為が認められた場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

(担当)

カーボンニュートラル設備投資助成 省エネルギー化支援助成金
財産処分完了報告書

年 月 日

（提出先）
横浜市 長

（申請者）
〒

所在地：

法人名・屋号名：

代表者職・氏名：

電話番号：

年 月 日 第 号で承認通知のありました、カーボンニュートラル設備投資助成
省エネルギー化支援助成金に係る助成対象事業により取得した財産の処分が完了しましたので、報告します。

1 添付書類等

売買契約書の写しなど処分が完了したことがわかる書類（写し）